（別紙26）

令和　　年　　月　　日

認知症専門ケア加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	□ 1　新規　　□ 2　変更　　□ 3　終了
施設種別	□ 1　訪問介護　　□ 2（介護予防）訪問入浴介護 □ 3（介護予防）短期入所生活介護　　□ 4（介護予防）短期入所療養介護 □ 5（介護予防）特定施設入居者生活介護　　□ 6　定期巡回・随時対応型訪問介護看護 □ 7　夜間対応型訪問介護　　□ 8（介護予防）認知症対応型共同生活介護 □ 9　地域密着型特定施設入居者生活介護　　□ 10　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 □ 11　介護老人福祉施設　　□ 12　介護老人保健施設 □ 13　介護療養型医療施設　　□ 14　介護医療院
届出項目	□ 1　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　□ 2　認知症専門ケア加算（Ⅱ）

	有 ・ 無
1．認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容	
(1) 利用者又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である	□ ・ □
① 利用者又は入所者の総数　注 ： 人 ② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数　注 ： 人 ③ ②÷①×100 ： %	
注　届出日の属する月の前３月の各月末時点の利用者又は入所者の数（訪問サービスでは前３月間の利用実人員数又は利用延べ人数）の平均で算定。	
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	□ ・ □
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数 ： 人	
【参考】 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 ／ 研修修了者の必要数 20人未満 ／ 1以上 20以上30未満 ／ 2以上 30以上40未満 ／ 3以上 40以上50未満 ／ 4以上 50以上60未満 ／ 5以上 60以上70未満 ／ 6以上 ～ ／ ～	
(3) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	□ ・ □
2．認知症専門ケア加算（Ⅱ）に係る届出内容	
(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも該当している ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容(1)～(3)も記入すること。	□ ・ □
(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している	□ ・ □
(3) 事業所又は施設において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	□ ・ □

備考１　要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考２　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修　①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る）

備考３　認知症専門ケア加算（Ⅱ）の算定にあっては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を１名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ１名配置したことになる。